

# 国立大学法人群馬大学企画戦略会議規程

平成16.4.1 制定  
改正 平成16.6.14 平成17.4.1  
平成21.6.1 平成22.4.1  
平成26.4.1 令和2.4.1

## (設置)

第1条 学長の下に、法人運営の機動性・効率性を高めるため、企画戦略会議を置く。

## (任務)

第2条 企画戦略会議は、新しい発想の下に教育・研究の質の向上を図り、社会貢献に資するとともに、機動的・戦略的な法人運営を実現し、個性豊かな大学づくりを推進するため、学長の指示に応じて、教育研究組織の在り方、研究の推進、人的リソースの最適配置等について企画及び立案することを任務とする。

## (組織)

第3条 企画戦略会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 副学長
- (4) 事務局長

2 学長は、必要に応じて前項に規定する以外の者を加えることができる。

## (議長)

第4条 企画戦略会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、企画戦略会議を主宰する。

## (監事の出席)

第5条 学長は、必要に応じて監事に出席を要請し、その意見を聴くことができる。

## (構成員以外の者の出席)

第6条 学長は、必要に応じて案件に関係する部課長等を出席させ、その意見を聴くことができる。

## (事務)

第7条 企画戦略会議の事務は、総務部総務課において処理する。

## (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、企画戦略会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。